

## 平成10年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成11年1月28日）

平成11年度都区財政調整については、都区双方の財政状況が極めて逼迫した中で協議が行われてきた。

今回の都区協議は、平成11年度財調において、調整税である市町村民税法人分がかつてない規模で大幅に落ち込むなど、総額で700億円を超える膨大な財源不足への対策が最大の焦点であった。

このため、昨年11月20日の第1回都区財政調整協議会以降、幾度となく都区の厳しい協議を積み重ね、また、区長会としても、都知事要望を行うなど、精力的な取り組みを行ってきたところである。

こうした経過の中で、この財源不足を需要算定の見直しのみで対応することをめぐり、一時協議が難航したが、最終段階において都側から、次の3点が区側に示された。

1点目。過去の繰り延べの復元措置については、新たに一般会計から借り入れる400億円のうち、10年度再調整において300億円の資金が実質的に確保できること。

また、2点目。11年度限りの対応である改築経費への起債充当については、今後の償還費を都区制度改革時の都区間の財源配分に反映させるという形で、一応都の財源措置がなされること。

さらに、3点目。11年度再調整での協議の結果、財源措置が必要となった場合における対応については、都の責任において財源措置を講ずることが予め明確にされたこと。

区長会の中では、いろいろと厳しい意見もあったが、これらの点が示されたことは、区側としても一定の評価はせざるを得ないと判断したところである。

なお、区側としては、2点目の改築経費への臨時的起債充当に係る提案について、区側の財源が現行の調整率では不足するということを意味するものとして、受けとめたところである。

今回の協議結果は、交付金ベースで過去最大の減少となるものであり、財源不足を需要算定の見直しで対応するという区側にとって極めて厳しい内容となっている。しかしながら、都区双方が極度の財政危機に瀕している中で、先ほど申し上げた3点の提案が都から示されたこと、また、今回の財調協議は現行制度における最後のものであり、今後、12年度の新制度における都区間の財源配分割合の決着に全力を注ぐことが現実的であること等、現在の状況を総合的に勘案し、苦渋の選択としてやむを得ないと判断したところである。

また、都市計画交付金については、事前に区側と調整のないまま予算案で減額となったことは、遺憾である。しかしながら、このことについて都から2点の考え方が示され、11年度の執行段階においては、都市計画交付金の算定ルールを念頭におき、支障がでないよう対応が図られるということであり、また、12年度以降の都市計画交付金のあり方については、都区双方の事業実績等を勘案し、誠実に協議を行うということであるので、この都区協議会の場で改めて都の説明

を受け、本件についての一応の整理を行うこととしたものである。

については、平成11年度の特別区の事業執行に支障がないよう対応していただくことはもとより、都市計画交付金の算定ルールに基づき、都市計画交付金の交付率が確実に確保されるよう求めたいと思う。さらに、平成12年度以降の都市計画交付金のあり方については、都側から示された考え方を踏まえ、基礎的な地方公共団体である特別区の位置づけを十分勘案した仕組みとなるよう求めておきたい。

先ほども申し上げたとおり、今回の財調協議は現行制度上最後の協議となる。今後、間近に迫った平成12年度の新しい財調制度の実施に向けた重要課題について、都区間で早急に協議を進め、その解決に全力を挙げて取り組むことを改めて確認し、協議案を了承する。